

令和 6 年 9 月 2 日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

人権擁護委員候補者推薦の諮問

1 主旨

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域に配置する市町村長が候補者として推薦した者の中から法務大臣が委嘱している。

また、候補者の推薦にあたっては、市町村議会の意見を聞くことが定められており、このたび、令和 6 年 12 月 31 日をもって人権擁護委員 6 名が任期満了となるため、後任の候補者を推薦する必要があるため、令和 6 年区議会第三回定例会にて後任候補者の推薦を諮問する。

【人権擁護委員法第 6 条第 3 項】

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて、直接、間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

※別紙 1 「世田谷地区人権擁護委員名簿」参照

2 退任委員

別紙 2 のとおり

※任期、令和 4 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日（3 年間）

3 推薦候補者

別紙 2 のとおり

※年齢は令和 7 年 1 月 1 日委嘱時

※予定任期、令和 7 年 1 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日（3 年間）

4 今後のスケジュール（予定）

(別紙 3 「人権擁護委員委嘱までの流れ」参照)

令和 6 年 9 月	区議会第三回定例会にて議決
令和 6 年 9 月	候補者を法務大臣に推薦
令和 7 年 1 月 1 日	法務大臣が委嘱

参考

1 人権擁護委員法ほか概要（抜粋）

○第9条 委員の任期

人権擁護委員の任期は3年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○第11条 委員の職務

- ・ 自由人権思想の啓蒙、及び宣伝をすること。
- ・ 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- ・ 人権侵犯事件については、その救済のために調査、情報の収集を行い、法務大臣への報告や関係機関に対する勧告など適切な措置を講じること。
- ・ 貧困者に対し、訴訟の援助や人権擁護のための適切な救済措置を講じること。
- ・ その他人権の擁護に努めること。

○委員候補者の年齢要件（法務省人権擁護局長通達）

- ・ 新任の委員候補者は68歳以下の者
- ・ 再任の委員候補者は75歳未満の者

2 人権擁護委員が携る主な活動

（1）世田谷区内での活動

- ① 人権擁護相談（各総合支所で毎月5回実施）※事前予約制の対面相談
- ② 中学生人権作文コンテスト（毎年区立中学校2校で実施）
- ③ 人権の花運動（毎年区立小学校4校で実施。児童が花栽培を通し命の大切さを理解し人権意識醸成に繋ぐ活動）
- ④ 「人権週間（12月4日～10日）」にあわせた啓発活動
- ⑤ 世田谷地区人権擁護委員会の会議（年3回開催）

（2）東京法務局での活動

- ① 常設人権擁護相談（月～金曜日電話で実施）
- ② 東京人権擁護委員協議会等の各委員が所属する委員会等の活動（年4～5回）
- ③ 東京人権擁護委員協議会第3部会（品川区・大田区・目黒区・渋谷区・世田谷区）の会議（年3回開催）

世田谷地区人権擁護委員名簿

別紙1

令和6年7月1日現在

氏名	ふりがな	推薦団体	委嘱年月日	満了年月日	当初委嘱	委嘱回数
小島 和子	こじま かずこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成20.4.1	6回
田中 京子	たなか きょうこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和4.4.1	令和7.3.31	平成22.4.1	5回
鈴木 賢治	すずき けんじ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成23.4.1	5回
佐々木 健二	ささき けんじ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	平成26.7.1	4回
横山 恵美子	よこやま えみこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成29.4.1	3回
丸山 裕司	まるやま ゆうじ	世田谷区法曹会	令和4.1.1	令和6.12.31	平成31.1.1	2回
望月 岳史	もちづき たけし	世田谷区法曹会	令和4.1.1	令和6.12.31	平成31.1.1	2回
福家 一郎	ふくいえ いちろう	世田谷区法曹会	令和4.1.1	令和6.12.31	平成31.1.1	2回
安藤 弘子	あんどう ひろこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和4.1.1	令和6.12.31	平成31.1.1	2回
早川 明伸	はやかわ あけのぶ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
上田 浩憲	うえだ こうけん	世田谷区保護司会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
橋本 文子	はしもと ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和3.7.1	2回
永田 富美子	ながた ふみこ	世田谷区保護司会	令和3.10.1	令和6.9.30	令和3.10.1	1回
阿部 能章	あべ よしあき	世田谷区法曹会	令和4.1.1	令和6.12.31	令和4.1.1	1回
金武 友江	かねたけ ともえ	世田谷区保護司会	令和4.1.1	令和6.12.31	令和4.1.1	1回
小泉 孝夫	こいずみ たかお	世田谷区医師会	令和4.4.1	令和7.3.31	令和4.4.1	1回
吉本 一哉	よしもと かずや	玉川医師会	令和5.1.1	令和7.12.31	令和5.1.1	1回
林 一仁	はやし かずひと	世田谷区保護司会	令和5.4.1	令和8.3.31	令和5.4.1	1回
小柳 樹弘	こやなぎ しげひろ	世田谷区保護司会	令和6.1.1	令和8.12.31	令和6.1.1	1回
小山 裕美	こやま ひろみ	世田谷区法曹会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和6.7.1	1回

人権擁護委員委嘱までの流れ

